

極 秘

## 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

住友電気工業株式会社

大阪府中央区北浜四丁目5番33号  
住友電気工業株式会社  
代表取締役 井上 治

当社は、2023年8月10日付で、株式会社オートネットワーク技術研究所（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、効力発生日を2023年10月1日とする吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本件分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則（以下「規則」といいます。）第183条に定める当社の事前開示事項は下記の通りです。

#### 記

#### 1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1の吸収分割契約書をご参照ください。

#### 2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法第758条4号ホ、規則第183条第1号イ）

本件分割により、当社が承継会社より受領する対価は、吸収分割契約書第5条に基づき算定される金銭と致しました。両者間で真摯に協議を重ねた結果、当社から承継会社へ分割する事業の時価相当額としており、相当であると判断しております。

#### 3. 承継会社についての次に掲げる事項

##### （1）最終事業年度に係る計算書類等の内容（規則第183条第4号イ）

別紙2の計算書類等をご参照ください。

##### （2）臨時計算書類等の内容（規則第183条第4号ロ）

該当事項はありません。

##### （3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（規則第183条第4号ハ）

該当事項はありません。

4. 当社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（規則第183条第5号イ）

該当事項はありません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（規則第183条第6号）

(1) 当社の債務の履行の見込みに関する事項

当社の2023年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ1,522,314百万円と726,874百万円です。本件分割により当社が承継会社へ分割する資産は1,440百万円と見込んでおります。従って、本件分割後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件分割後の当社の収益及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は予測されておりません。従いまして、本件分割後における当社の債務の履行の見込みは十分にあるものと判断いたします。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

承継会社の2023年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ2,013百万円と1,494百万円です。本件分割により承継会社が当社から承継する資産は1,440百万円と見込んでおり、当社からの新規借入れにより対価を支払います。本件分割後において、当社及びその関係会社からの収益の増加により、事業に必要なキャッシュフローを確保できる見込みです。また、承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本件分割後における承継会社の債務の履行の見込みは十分にあるものと判断いたします。

以 上